

別記様式第3号

パブリックコメント結果シート

施策案番号	No.50
施策案件名	豊山町都市計画マスタープランの一部改訂案
募集期間	令和4年2月7日(月)から令和4年2月21日(月)まで(必着)
公表方法	案を役場2階防災拠点室窓口及び役場1階情報コーナーに設置するとともに、町ホームページに掲載
募集方法	窓口提出、郵送、電子メール又はファクス
主管課・係名	防災拠点推進室
募集結果	2名 10件

意見及び考え方

番号	該当箇所	町民意見及び件数	町の考え方
1	審議方法	計画策定時の委員会で審議した後にパブリックコメントを求める手順が必要ではないか。	一部改訂であるため、新たに委員会は設けず、町が案を作成し、パブリックコメントで広く意見を聞くこととしました。
2		計画の改訂にあたり、基幹的広域防災拠点整備事業計画の説明が町の担当者によって行われた。事務取扱は明確に区分し、慎重且つ緊張感をもって行う必要がある。	令和4年度第1回都市計画審議会の際は、委員の皆様は今後予定される都市計画決定及び各種計画改定に向けた取組状況を報告することが目的であったため、町より説明いたしました。
3	愛知県基幹的広域防災拠点	愛知県基幹的広域防災拠点整備事業により地域の田畑や用水路が無くなり自然との触れ合う場が無くなるのではないか。	本計画は、都市計画の基本的方針を示すものであります。今後、具体的な整備の検討の際に参考とさせていただきます。
4		公園について現在のように自然に親しめるゾーンを少しでも残したり、公園緑地の望ましい形態やあり方について提案や提言が出来ないか。またそれを踏まえた改訂を行うことが必要ではないか。	公園緑地の望ましい形態やあり方などは緑の基本計画でお示ししております。
5	将来都市構造図・土地利用方針図等	将来都市構造図・土地利用方針図等からその実像や姿を伺い知ることができない。将来的都市構造	豊山町が目指す将来の都市構造や土地利用の大まかな方針を図示したものであるため、具体的な実像や姿に

		が思い浮かばない。	については記述しておりません。
6	都市施設（公園緑地）整備の方針	新たな防災機能を備えた公園を拠点として、大山川沿いの遊歩道当を活用しながら、町民の憩いの場を整備しますとのことであるが、危険な場所であるというイメージが強い者にとって、憩いの場に変身させることは容易ではないと思います。	現在、大山川堤防道路の歩道整備を実施し、危険防止に努めております。
7	都市防災の整備方針	P9の4行目「～災害対応力の急務とされ～」に「強化が」という言葉が抜けているように思う。	ご意見を踏まえ追加します。
8	都市防災の整備方針	災害発生時に備え、避難所が不足する地域に避難所となるような、施設の整備を推進する。調整池の設置対策を推進する。については、重要なことで早期に着工すべきことであると思う。	貴重なご意見ありがとうございます。広域防災拠点の整備に合わせて避難所等の整備を進めていく予定です。
9	地域別構想 新栄小学区	道路交通体系の方針・公園緑地の方針・河川下水道の方針 いずれも、文末が断言するかたちとなっているため、方針ではなく、決定と受け止められる。意見を差し挟む余地はないということにもなる。	都市計画マスタープランでは、あくまで各種計画についても位置づけを方針として記載しています。このため、決定ではありません、そのようにしていくという方針を述べています。
10	図	図が不鮮明で変更箇所がわからない部分がある	必要な箇所は読み取れるよう配慮いたしました。今後も文字の大きさなど気をつけるようにいたします。